

 発行所
 社会保険労務士法人 T&M
 業務内容

 〒462 - 0844
 名古屋市北区清水5 - 9 - 5
 TEL:052 - 990 - 8877
 FAX:052 - 918 - 7877

 http://www.sr-tm.jp
 E-mail : info@sr-tm.jp
 発行人
 社会保険労務士

就業規則・賃金規程・退職金規程・バート就業規則・嘱託規程 労働時間管理・残業削減コンサル・サービス残業対策 各種労使協定等の作成・届出 助成金の支給申請 嘱託最適賃金提案・メンタルヘルス対策・社長の在職老齢全額受給 健保・厚年・雇用・労災の手続 ASP給与計算(低価格)

### CONTENTS

page

- 1 厚生労働省が公表 新型コロナウイルスに関連した解雇件数
- 2 特集 トラブルの少ない人員削減法? 希望退職制度の実施手順と注意点

#### 4 TOPICS

- ●新型コロナが組織で働く人の意識に及ぼす影響
- ●労災認定基準にパワハラを追加
- 労災発生状況休業4日以上の死傷者数は横ばい

#### 5 お知らせ

- 算定基礎届により9月から社会保険料が変わります
- 6 すっきりわかる。 労災保険 万一の業務災害に遺族補償給付がある
- 7 人事労務の法律ミニ教室 70歳までの雇用が義務化されるの?
- 8 事例に学ぼう!働き方改革 ペーパーレスによる業務効率化
- 8 労務ひとこと ハラスメント保険拡充の動き

# 厚生労働省が公表 新型コロナウイルスに関連した解雇件数

厚生労働省は6月19日、新型コロ ナウイルス感染拡大に関連した解雇 や雇い止めが、見込みを含めて2万 6,552人となったことを明らかにしま した。厚労省がこの公表を開始した5 月29日時点(1万6,723人)から3 週間で約1万人増加しています。

なお、この数字は都道府県労働局の 聞き取りやハローワークに寄せられた 相談・報告等を把握したものです。

#### 派遣社員の雇い止め

このうち非正規雇用労働者数は 7,959人となっています。派遣社員は 1~3ヵ月ごとに契約更新するケー スが多く、契約満了日が集中する6月 末を控え、雇い止め通告を受けるケー スが増えているとみられています。

#### 都道府県・業種別では

都道府県別にみると、解雇等(見 込み含む)が最も多いのは東京都で 4,510人、次いで大阪 3,195人、北海 道 1,332人となって います。

業種別にみると、解 雇等(見込み含む)が 多いのは宿泊業5,508 人、飲食業3,991人、 製造業3,684人の順 となっています。

雇用調整の可能性 のある事業所数<sup>\*</sup>は、 全体で4万5,580事 業所にのぼり、業種別では製造業 (9,251)、飲食業(6,854)、小売業 (4,621)の順となっています。

※都道府県労働局およびハローワークに対して 休業に関する相談のあった事業所(当面休業 を念頭に置きつつも、不透明な経済情勢が続 けば解雇等も検討する意向の事業所も含む。)



# 特集 トラブルの少ない人員削減法? 希望退職制度の実施手順と注意点

新型コロナウイルスによる業績悪化で、希望退職の募集をおこなう企業が増えているようです。まとまった人員削減を おこなう際に、比較的トラブルの少ない方法として知られる希望退職制度ですが、注意すべき点もあります。詳しく確認 していきましょう。

#### 整理解雇の前に

経営難から、まとまった人員削減を しなければならない場合、整理解雇を 検討する企業が多いでしょう。

しかし整理解雇をおこなうには、① 人員整理の必要性、②解雇回避努力を おこなったか、③人選の合理性、④解 雇手続きの妥当性など、厳しい要件が あり、万一争いになった場合、有効と 認められるのは簡単なことではありま せん。

裁判例では、希望退職を募集せずに おこなった整理解雇は、解雇回避努力 を十分におこなったとは言えないとさ れるのが一般的です。

#### 希望退職募集はトラブルが少ない

希望退職制度とは、従業員に対して 退職の希望を募る制度です。退職を希 望する従業員に対しては、通常の退職 よりも有利な条件を会社側が提示する のが一般的です。条件を見て自ら望ん で応募してくる人に退職してもらうの で、トラブルが少ないのがメリットで す。

まとまった人員削減をする場合、整 理解雇をおこなう前に、まずは希望退 職を募集することをおすすめします。

#### 方法の確認

トラブルが少ないと書きましたが、

注意すべき点もあります。希望退職制 度を実施する方法を確認していきま しょう。

#### ・目標や対象の設定

まず退職人数の目標を設定します。 募集対象年齢を設定する場合は、比較 的転職しやすい若年、中堅層を対象と することもあります。

#### ・優遇条件を決める

退職金の割り増しなど、優遇条件を 決めます。

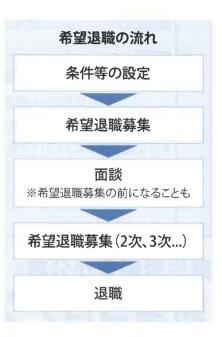
会社にとって大きな負担となります が、いま辞めた方がよさそうだと思っ てもらえるくらい有利な条件を設定す ることです。ただし、あまり有利にす ると残ってほしい人も含めていっせい に退職を希望する可能性もあるので、 適切な条件を見極める必要がありま す。

退職金以外でも、アウトプレースメ ント(再就職支援)や転職準備のため の援助金の支給、特別休暇の付与など も優遇条件となります。

アウトプレースメントを実施する場 合は、労働移動支援助成金(再就職支 援コース)の対象となることもあるの で検討してみるとよいでしょう。

#### ・募集

希望退職募集は人員削減の必要性、



退職条件、応募条件等を文書に記載し て配布や掲示などの方法で公表しま す。

ここで説明不足があればトラブルの もととなるため、具体的に定めて周知 することが必要です。

応募せず在職を選んだ場合でも、事 業所や部門の閉鎖などにより配置転換 がありうることなどもあわせて周知す ると、退職を選ぶ人が増えると予想さ れます。ただし、脅しと受け取られる ようなものはいけません。

誤解なくきちんと理解し、自分の自 由意思で退職したいと応募したのだと 認められるように、十分に説明をつく すことが大切です。

#### ・十分な検討期間を設ける

十分な検討期間を与えたかどうかも トラブル回避のために重要なポイント となります。家族とよく相談してから 決められるよう検討期間を与えましょ う。2週間から1カ月程度が一般的で す。

ただし、応募者が予定していた人数 を超えた場合はその時点で締め切る旨 を知らせておきましょう。

#### ・面談をおこなう

応募してきた社員と上司が面談をお こないます。

募集開始前に面談をおこなって、特 に退職してほしい社員に事前に応募を 勧めるといった方法もあります。

ただし、退職を強要したと受け取ら れないように十分注意が必要です。

#### ・募集が少なかった場合は

目標人数に達しなかった場合は、2 次募集、3次募集をおこないます。そ の場合、同じ条件で募集するケース、 条件を上げるケース、下げるケースが 考えられます。

あらかじめ、2次募集、3次募集を おこなう可能性があること、その場合 は退職金の割増率を下げていくことを 伝えておくと、早めに応募した方がよ いと考える社員が増えるでしょう。

それでも集まらない場合は、個別に 退職勧奨をおこなうなど次の段階へ進 みます。退職勧奨も労働者が応じて初 めて成立する合意解約であるため、解 雇とくらべるとまだトラブルになるリ スクは低いと言えます。

退職勧奨にも応じてもらえない場合 は、最終的に整理解雇を検討すること になります。

#### 希望退職者制度と早期退職優遇制度のちがい

	希望退職制度	早期退職優遇制度
目的	・人員削減 ・整理解雇の回避	・転職・独立の支援 ・労務構成の適正化
募集期限	あり(時限的)	なし(恒常的)
退職者数の目標	あり	なし
個別退職勧奨	ありうる	なし
募集対象年齢	若年、中堅層を対象とす ることがある	中高年層を対象とするこ とが多い



希望退職制度では、「申込=退職」 となるわけではありません。社員が申 し込んで、会社が承諾すれば退職とな ります。

事前に、管理職や特定の部署を対象 外とすることも可能です。

「会社が業務上欠くことのできない 人材として特に指定する者」を対象外 にすると定めておくこともできます。

ただし、「この機会に退職したい」 と言われたら、実際のところ止めるこ とは難しいでしょう。会社が承諾せず に残ってもらったとしても、本人は居 心地の悪い思いをしながら働くことに なります。

残ってほしい人が応募してしまうか もしれないという点は希望退職制度の デメリットと言えます。

特に残ってほしい社員がいる場合 は、対象外に設定しておくだけでなく、 募集をかける前に、個別に話し合って 「必要な人材だから応募しないでほし い」旨を伝えておく必要があるでしょ う。



雇用保険の助成金をもらう際は、希



望退職は解雇と同じ扱いとなり、助成 金の対象外となることもあります。

#### 早期退職優遇制度と何が ちがう?

希望退職制度と早期退職優遇制度はよく似ているため混同されがちです。

希望退職は緊急・時限的な措置であ るのに対して、早期退職優遇制度は恒 常的な制度であるなど、上の表のよう なちがいがあります。

# 退職勧奨と何がちがう?

希望退職制度と退職勧奨は、どちら も労働者の意思にもとづいた退職(合 意解約)です。

しかし、希望退職は会社が条件を提示して、労働者からの応募を待つのに対して、退職勧奨は特定の労働者に働きかけるものです。

退職勧奨の方が、強要されたと受け 取られるリスクが高く、トラブルにな りやすいと言えます。

#### TOPICS

### 新型コロナが組織で働く人 の意識に及ぼす影響

日本生産性本部は5月22日、新型 コロナウイルス感染症が組織で働く人 の意識に及ぼす影響に関するアンケー ト調査(第1回「働く人の意識調査」) 結果を取りまとめ、公表しました。

5月11~13日に20歳以上の雇用 者を対象にインターネットを通じてお こなったものです。

#### 収束後もテレワークに前向き

感染防止策として時差出勤や在宅勤 務など柔軟な働き方の実施状況を尋ね たところ、今回のコロナ禍を契機に もっとも普及が進んだものは「自宅で の勤務」(実施率 21.4%⇒ 29.0%)で



厚生労働省は5月29日、心理的負 荷による精神障害の労災認定基準を改 正しました。6月(中小企業は令和4 年4月)よりパワハラ防止措置が義 務化されることをふまえたものです。

\* \* \* \* \* \* 精神障害は、さまざまな要因が複雑

#### 業務の要不要の見直し 21.2 42.7 21.3, 14.8 時間管理の柔軟化 155 40.1 27.1 17.3 テレワークの普及 18.3 30.0 28.3 した。 決裁方法のデジタル化 17.5 36.6 24.7 21.2 収束後も Web会議の普及 20.2 35.8 21.0 23.0 テレワーク 対面営業の縮小 11.9 34.8 23.5 教育・研修制度の見直し 12.7 をおこない 36.4 30.7 20.2 都会から地方への移住 7.2 23.0 35.2 34.6 たいかとい Web会議を利用した懇親会・飲み会の普及 8.5 25.9 33.5 32.0 う質問に対 しては「そ 📃 起こり得る 🛄 どちらかと言えば起こり得る 🔜 どちらかと言えば起こり得ない 🗌 起こり得ない

0%

24.3%、「どちらかと言えばそう思う」38.4%と、前向きな意向が6割を超えています。

#### 業務の要不要の見直し

う思う」

収束後の働き方や生活様式につい て、変化は起こりうるか、項目別に可 能性を質問したところ、グラフのよう になりました。

比較的可能性が高いとみられている のは「業務の要不要の見直し」「Web 会議の普及」「時間管理の柔軟化」「決 裁方法のデジタル化」です。

に関係して発病するため、業務上かど うかの判断が難しいと言われていま す。そのため、労働基準監督署では、「業 務による心理的負荷評価表」を使って 判断していきます。

#### パワハラの具体例も

今回、出来事の類型に「パワーハラ スメント」が設けられ、具体的な出来 事として「上司等から、身体的攻撃、 精神的攻撃等のパワーハラスメントを 受けた」が追加されました。

心理的負荷の強度を判断する具体例 として、例えば「上司等から、人格や 人間性を否定するような、業務上明ら かに必要性がない精神的攻撃が執拗に おこなわれた場合」は「強いストレス」 に該当すると示されています。

上下関係のない同僚などからのいじ めや嫌がらせはパワハラではありませ んが、他の項目に分類されています。

平均的な心理的負荷の強度		心理的負荷の	心理的負荷の強度を「弱」「中」「強」と判断する具体例				
<ul><li>具体的</li><li>出来事</li></ul>			É	総合評価の視点	弱	中	強
山 山		1	1 2 2	<ul> <li>・指導・叱責等の言動 に至る経緯や状況</li> <li>・身体的攻撃、精神的攻 撃等の内容、程度等</li> <li>・反復・継続など執拗 性の状況</li> <li>・就業環境を害する程度</li> <li>・会社の対応の有無及 び内容、改善の状況</li> </ul>	【解説】 「強」の程度(	こ至らない場合、心理的負荷の総合評価 まえて「弱」又は「中」と評価 【「中」になる例】 ・上司等による次のような身体的攻 撃、精神的攻撃が行われ、 <u>行為が反</u> 復・継続していない場合	<ul> <li>●上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハ ラスメントを受けた</li> <li>【「強」である例】</li> <li>・上司等から、治療を要する程度の暴行等の身体的攻撃を受けた場合</li> <li>・上司等から、暴行等の身体的攻撃を<u>執拗に受けた</u>場合</li> <li>・上司等による次のような精神的攻撃が<u>執拗に行われた</u>場合</li> <li>●人格や人間性を否定するような、業務上明らかに必要 性がない又は業務の目的を大きく逸脱した精神的攻撃</li> <li>●必要以上に長時間にわたる厳しい叱責、他の労働者の 面前における大声での威圧的な叱責など、態様や手段が 社会通念に照らして許容される範囲を超える精神的攻撃</li> </ul>
						など、態様や手段が社会通念に照らして 許容される範囲を超える精神的攻撃	<ul> <li>・心理的負荷としては「中」程度の身体的攻撃、精神的 攻撃等を受けた場合であって、<u>会社に相談しても適</u> 切な対応がなく、改善されなかった場合</li> </ul>

#### コロナ収束後、変化は起こり得るか

20%

40%

60%

80% 100%

### TOPICS

## 労災発生状況 休業4日以上の死傷者数は横ばい

厚生労働省は5月27日、平成31 年1月から令和元年12月までの労働 災害発生状況を公表しました。

#### 死傷者数はなかなか減らず

労働災害による死亡者数は 845 人 (前年比 7.0%減)、2 年連続で過去最 少となりました。休業 4 日以上の死 傷者数(以下「死傷者数」という)は 125,611 人(前年比 1.3%減)となり ました。

ただし、厚生労働省の「第13次労 働災害防止計画」では、平成29年と 比較して、死亡者数を令和4年までに 15%以上減少させること、死傷者数 を令和4年までに5%以上減少させる ことを目標としています。死亡者数は 目標達成に向 け確実に減少 しているもの の、死傷者数

り、ツロ房日

は平成 29 年比 4.3%増加となり、横 ばい状態が続いています。

#### 業種、年齢、型別では

前述の計画では重点業種を定めて災 害防止を促しましたが、そのうち社会 福祉施設が10,045人(前年比5.2%

増、平成29年比 15.0%増)、飲食 店が5,141人(同 2.5%増、同8.9% 増)で増加となり ました。

年齢別では、死 傷者のうち 60 歳 以上の占める割合 が増加しており、 26.8%(前年比 0.7 ポイント増)とな りました。

事故の型別では、平成29年比では、 特に「転倒」(5.9%増)、高所からの 「墜落・転落」(4.8%増)、腰痛等の「動 作の反動・無理な動作」(9.5%増)など、 死傷者数が多いもので増加しました。

前年比では「転倒」(5.8%減)が大 きく減少したものの、「墜落・転落」 (0.6%増)、「動作の反動・無理な動作」 (4.4%増)などで増加しています。



### お知らせ

算定基礎届により9月から社会保険料が変わります

#### 標準報酬月額が新しく

社会保険に加入している事業所は毎 年7月に算定基礎届を提出します。

9月からその結果が反映され、厚生 年金および健康保険の標準報酬月額が 新たに設定されたものに変わります。

標準報酬月額とは各人の保険料を算 出するために便宜的に設定された報酬 のランクで、傷病手当金や出産手当金 などの給付をおこなう際も、この標準 報酬月額をベースに計算していきます。

新しい標準報酬月額は固定的賃金の 変動などがない限り今年の9月から

#### 来年の8月まで適用されます。

#### 厚生年金の保険料率は変わらず

厚生年金の保険料率は、平成16年 から毎年0.354%ずつ引き上げられて きましたが、前々回(平成29年9月) を最後に引き上げが終了し、以降は 18.3%に固定されています。

そのため今回、厚生年金の保険料率は前年と変わりません。

#### 標準報酬月額の等級を追加

厚生年金の標準報酬月額の上限は現 在「62万円」が上限となっていますが、

<u>厚生年</u>金の保険料率 前年と同じ 18.3% (労使で折半)

※厚生年金基金、私学共済等の保険料率は異な ります。

今年9月からもう1つ等級が追加され「65万円」が上限となる予定です。

\* \* \* \* \*

算定基礎届による標準報酬月額の変 更は、9月(10月納付分)から適用 されます。給与計算時にはご注意くだ さい。



先日事故があり、危うく社員が死にそうになりました。そのとき思ったのですが、万一、社員が死亡する災害があった場合、労災保険では、誰にどのような支給があるのですか?

労働者が業務上の事故<sup>\*1</sup>によ り死亡した場合、労災保険から、 遺族補償給付が支給されます。この給 付は、労働者によって生計を維持して きた妻など一定範囲の者へ、労働者の 給与などから算定された額が年金や一 時金として支払われます。

※1 通勤災害の場合「遺族年金」など同様 の給付があります。

#### 誰が受給できるのか?

遺族補償給付には「遺族補償年金」 と「遺族補償一時金」<sup>\*2</sup>の2種類が あります。ここでは、遺族給付の基本 となる「遺族補償年金」について説明 していきましょう。

遺族補償年金を受給できる(「受給 資格者」といいます)のは、労働者の 死亡当時その収入によって生計を維持 していた「配偶者、子、父母、孫、祖 父母、兄弟姉妹」です。

なお、妻以外の遺族については、年 齢など一定の条件を満たす人に限られ ます。

※2「遺族補償一時金」は、遺族補償年金を 受けられる遺族が全くいない場合、また は遺族補償年金の支給を受けていた受給 権者が最後順位者まですべて失権した場 合に、すでに支給された遺族補償年金の 合計額が給付基礎日額の1,000日分に満 たない範囲に限り支給されます。

そして、遺族補償年金は、すべての 受給資格者に支給されるのではなく、

万一の業務災害に 遺族補償給付がある

受給資格者のうちで最も優先される順 位にある者(「受給権者」といいます) に支給されます。その順位は、右のと おりです。

#### 年金の支給額は

遺族補償年金が受給できるときに は、「遺族特別支給金」と「遺族特別 年金」が併せて支給されます。

遺族補償年金は、原則として労働基 準法の平均賃金に相当する額であっ て、労災発生日等の直前3か月に支 払われた賃金をその間の暦日数で割っ た額(これを「給付基礎日額」といい ます)で支払われます<sup>\*3</sup>。

遺族特別支給金は、原則として遺族 補償年金の申請の際に同時に申請する 一時金です。

遺族特別年金は、労災の発生等の日 以前1年に受けたボーナスなどを日額 に換算したもの(「算定基礎日額」とい います)をもとに支払われるものです。 ※3 時給等への最低保障や、一定の場合は 算入しない期間や額などがあります。 遺族補償年金の受給順位

- (1) 妻または 60 歳以上若しくは一定障 害の夫
- ② 18歳に達する日以後の最初の3月 31日までの間にある子または一定 障害の子
- ③ 60 歳以上または一定障害の父母
- ④ 18歳に達する日以後の最初の3月
   31日までの間にある孫または一定
   障害の孫
- ⑤ 60 歳以上または一定障害の祖父母
- ⑥ 18歳に達する日以後の最初の3月 31日までの間にある兄弟姉妹若し くは60歳以上または一定障害の兄 弟姉妹
- ⑦ 55 歳以上 60 歳未満の夫
- ⑧ 55 歳以上 60 歳未満の父母
- ⑨ 55 歳以上 60 歳未満の祖父母
- 10 55 歳以上 60 歳未満の兄弟姉妹

※⑦~⑩については、60 歳になるまでは 支給停止。

遺族補償年金は、給付基礎日額の 1,000日分を限度に一時金として前払 金で受けることもできます。

これを受けた場合は、前払一時金に 相当する額に達するまで一定の仕組み で遺族補償年金が支給停止されます。

給付内容							
遺族補償年金 (給付基礎日額の)	遺族特別支給金	遺族特別年金 (算定基礎日額の)					
153 日分		153 日分					
175 日分	300万円	175 日分					
201 日分	(一時金)	201 日分					
223 日分		223 日分					
245 日分		245 日分					
計算例 遺族 2 人、給付基礎日額 10,000 円、算定基礎日額 1,500 円の場合							
1,500円×201日=3	01,500円/年額						
	遺族補償年金 (給付基礎日額の) 153日分 175日分 201日分 223日分 245日分 ※遺族 生計: 、給付基礎日額10,00 10,000円×201日= 1,500円×201日=3	遺族補償年金 (給付基礎日額の)     遺族特別支給金       153日分     300万円 (一時金)       201日分     (一時金)       223日分     ※遺族数は、遺族補償年金の3 生計を同じくする受給資格者					



# 70歳までの雇用が義務化されるの?

社員を 70歳まで雇用することが義務付けられたと聞きましたが、具体的に何をすればよいのですか?

高年齢者雇用安定法が改正さ れ、70歳までの就業機会の確 保について、事業主に努力義務が設け られることになりました。「努力義務」 であって、必ず実施しなければならな い「義務」規定ではありません。なお、 施行日は令和3年4月1日です。

#### 現在は 65 歳までの雇用確保義務

少子高齢化が急速に進展しています が、社会や経済を維持するためには、 働く意欲がある高年齢者が活躍できる 環境の整備を図る必要があります。

現在、事業主には、①定年の引上げ、 ②継続雇用制度の導入、③定年廃止、 このいずれかの措置を講ずることによ り、労働者に65歳までの雇用機会を 確保するよう義務付けられています。 これらの対象となるのは原則として希 望者全員\*です。

※平成24年度までに労使協定により制度適 用対象者の基準を定めていた場合は、適用 年齢を令和7年4月までに段階的に引き上 げることができます。

#### 加えて 70 歳までの努力義務

今回の改正では、事業主に対して、 65歳から 70歳までの就業機会を確 保するため、高年齢者就業確保措置と して、図の「改正後」①~⑤のいずれ かの措置を講ずる努力義務が設けられ ました。

前述の65歳までの雇用確保義務は、 そのままです。これに加えて、もう少 し多様な方法により65歳から70歳 までの努力義務が追加されたことにな ります。「努力義務」とは、必ず実施 しなければならないものではありませ んが、最近では、ほとんどの業種で 70歳くらいの高齢者の活躍を目にし ます。就業規則を見直すなどして、高 齢者が長く働ける職場を目指しましょ う。

なお、これまでの65歳までの措置 と内容が変わっている部分がありま す。②継続雇用制度については、これ まで子会社等の関連会社によるものが 許されていましたが、70歳までの措 置は関連会社に限らず他の事業主を紹 介することにより実施するものも認め られています。

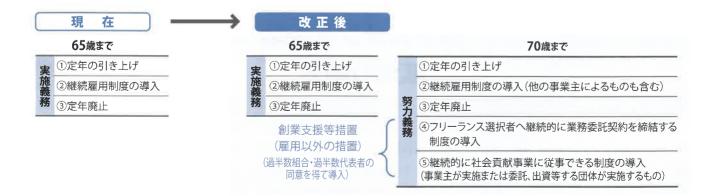
また、④業務委託契約(いわゆる「フ リーランス」や「起業」)によるもの、 ⑤事業主が実施等する社会貢献活動へ 従事できる制度が、新たに加わってい ます。ただし、④と⑤の場合は、労働 者の過半数を代表する者等の同意を得 た上で導入する必要があります。

#### 事業主への支援もある

なかなか難しいという企業もあるで しょう。政府は、次のような助成措置 を行って企業の取り組みを支援する方 針です。

- ①事業主に対する助成措置や相談体制 などの充実
- ②他社への再就職に関する事業主間の マッチングを促進するため受入企業 の開拓確保支援
- ③能力・成果を重視する評価・報酬体 系の構築を進める事業主を助成
- ④高年齢者が安心・安全に働ける職場 環境の構築支援

来年の4月までに準備をするとな ると、あまり期間はありません。高齢 者が安心して働けるよう早めに検討し ていきましょう。





ペーパーレスによる業務効率化

在宅勤務を実施する上で欠かせない ものとして「ペーパーレス化」が注目 されています。政府が「押印について の O&A | によって、契約書には必ず しもハンコが必要ではないと見解を示 したことも話題となりました。

#### ペーパーレス化のメリット

ペーパーレス化は、在宅勤務がしや すいということ以外にも次のようなメ リットがあります。

#### ・業務効率化

情報共有しやすい。検索が容易。情 報の修正・アップデートが容易。

・コスト削減 印刷コストや保管コストの削減。

・セキュリティ強化 アクセス権限の設定などセキュリ ティ対策を講じやすい。

#### ペーパーレス化を成功させるには

メリットが大きいことはわかってい

ても、「紙の方が見やすい」「書き込み やすい」といった理由から導入が進ま なかったという企業も多いでしょう。

ペーパーレス化に成功した企業の事 例を見ると、タブレット端末やペー パーレス会議システムを導入するなど 見やすくするための工夫がおこなわれ ていることがわかります。

#### 紙の資料に近い感覚

A社では、経営会議が毎回半日以上 かかるなど、長すぎることが課題と なっていました。会議時間を2時間ま でと決めましたが、それを実現するに は参加者全員が事前に資料に目を通し ておく必要があります。

ペーパーレス会議システムを導入す ることで、膨大な資料印刷や配布の手 間が省け、他支店にいる参加者も事前 に資料を確認できるようになりまし た。資料に訂正が入った場合も瞬時に 対応できます。

会議資料はタブレット端末で閲覧し ますが、端末には資料が保存されない 仕組みです。タブレットはパソコンよ りも紙の資料に近い感覚で直感的に操 作できる上、手書きで資料に書き込む ことができます。会議中に発表者が資 料にラインを引いて該当箇所を指し示 すこともでき、紙よりもわかりやすい と好評だといいます。

#### 稟議の承認が迅速に

B社では、育児中の社員が在宅勤務 をできるようにクラウド化を進めまし た。全員のデータがクラウドに集約さ れているため探しやすく、担当者不在 でも互いにカバーできるようになった と言います。

稟議システムも導入し、これまで1 ~2週間かかっていた稟議の承認が、 上司が出張中でも迅速に決済されるよ うになりました。

### ・・・労務ひとこと

今年6月(中小企業は令和4年4 月)より企業にパワハラ防止対策が 義務付けられています。 これにともない、損害 保険各社が「雇用慣行 賠償責任保険」の補償 範囲を拡充する動きが 広がっているようです。

職場でのパワハラについては、パ 責任を負うことになるのです。 ワハラ行為をおこなった本人だけで 負担が生じることもあります。被害

者が訴訟を起こした場合、会社がパ 場合の賠償金等を補償してくれる保 ワハラ対策等をおこなっていないと 認められれば、使用者責任や職場環 境配慮義務違反にもとづく損害賠償

# ハラスメント保険 拡充の動き

雇用慣行賠償責任保険は会社が従 なく、会社に損害賠償などの金銭的 業員から不当解雇や差別、セクハラ などを理由に損害賠償を請求された 険です。

補償範囲は各保険会社の保険商品 によってさまざまですが、パワハラ

> のほかケアハラ(家族 を介護しながら働く労 働者への嫌がらせ)や マタハラ(妊娠・育児 中の女性労働者への嫌 がらせ)も補償対象に

追加したり、子会社の従業員から損 害賠償を請求された場合も含めるな ど、ハラスメントに対する補償範囲 が多様化しています。